

住宅改修費等の 受領委任払い新規登録について

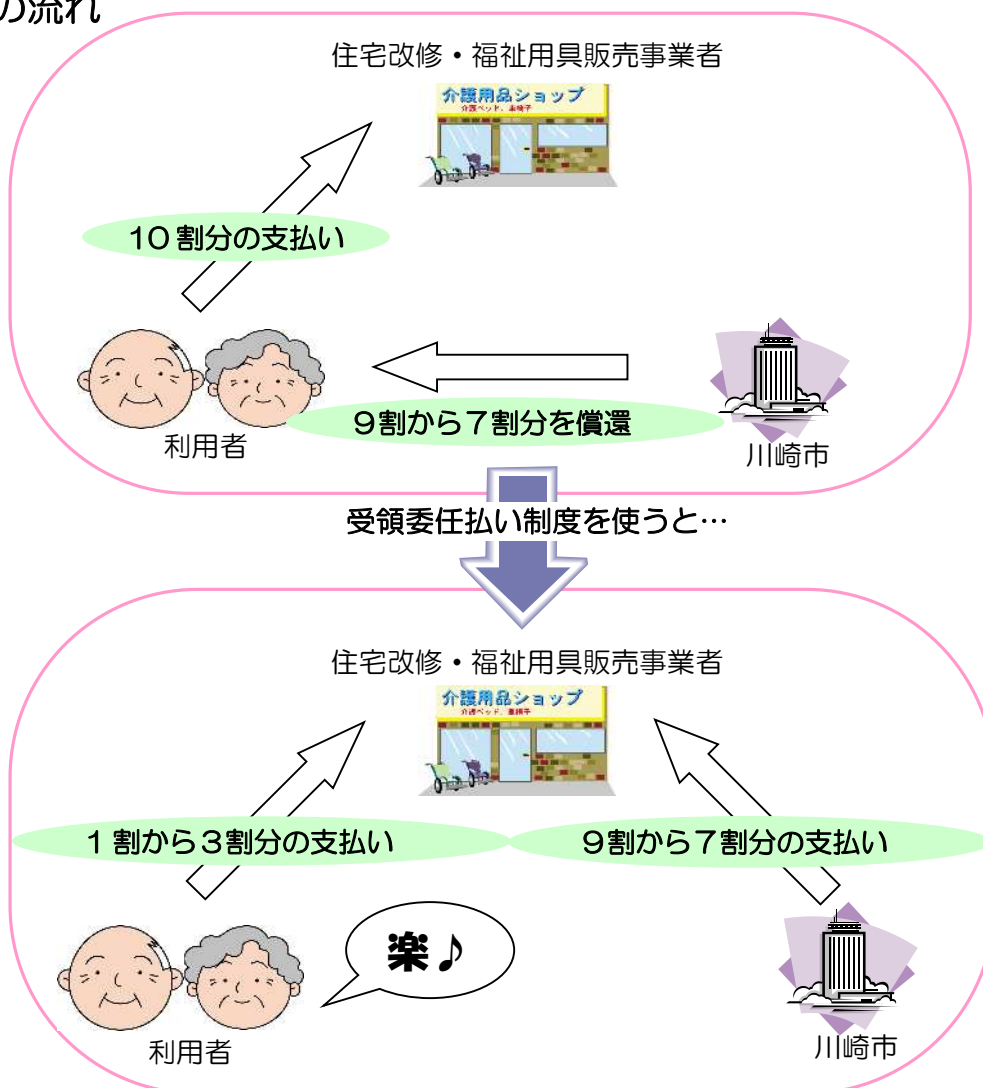
受領委任払い制度とは？

介護保険での住宅改修費及び福祉用具購入費（介護予防を含む）の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分（9割から7割）の支払いを受けるといふ、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い制度は、住宅改修費及び福祉用具購入費の利用者の支払いを、初めから1割から3割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの9割から7割分については、利用者の委任に基づき、川崎市から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。

なお、受領委任払いが適用されるのは、川崎市から登録を受けた事業所のみです。

▶ お金の流れ



事業者の登録

(1) 登録事業所について

受領委任払い取扱事業者の登録は、住宅改修を行う事業者及び特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の事前の届出により、事業所ごとに行います。



(2) 登録届出の流れ等について

①届出書の準備

- 提出書類とチェックリスト、記載例を確認し、届出書及び添付書類を作成します。

②届出書の提出

- 届出書類等は登録を受ける月の前月15日（消印有効）までに郵送してください。
※来庁での受付は原則行いません。

【郵送先】

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局介護保険課給付係

<受領委任払い登録申請書 在中>

(3) 登録

- 事業者登録は届出書類等が揃った月の翌月1日となります。
※届出書及び添付書類が不足又は記載不備等がある場合は、必ずしも翌月1日の登録とならないことがあります。

提出書類とチェックリスト



提出書類

No.	届出書及び添付書類	様式等
1	介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書	第1号様式
2	介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書	第2号様式
3	委任状【事業者がその運営する事業所に届出をさせる場合のみ】	第2の2号様式
4	使用印鑑届【委任状に記載した代表者氏名が自署によらない場合のみ】	第2の3号様式
5	指定通知書の写し【（介護予防）特定福祉用具販売の場合のみ】	
6	返信用封筒	

チェックリスト

提出書類	
チェック箇所	チェック項目
介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）	
届出者	<input type="checkbox"/> 事業者の所在地・名称を記載している。 <input type="checkbox"/> 代表者の役職・氏名を記載している。
事業所	<input type="checkbox"/> 営業の形態をチェックしている。 <input type="checkbox"/> 事業所所在地（店舗住所）を記載している。 <input type="checkbox"/> 事業所名称（店舗名）を記載している。 <input type="checkbox"/> 電話番号・FAX番号を記載している。 <input type="checkbox"/> 登録を受けようとするサービスの種類に「○」と記載している。 <input type="checkbox"/> 介護保険事業所番号を記載している。 （特定福祉用具販売の登録を行う場合は必須）
振込口座	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行以外の金融機関を記載している。
介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱確約書（第2号様式）	
届出者	<input type="checkbox"/> 取扱確約書の内容を読んでいる。 <input type="checkbox"/> 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）に記載の届出者と一致している。 <input type="checkbox"/> 登録事業所ごとに作成している。
委任状【事業者がその運営する事業所に届出をさせる場合のみ】	
	<input type="checkbox"/> 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）に記載の届出者及び事業所と一致している。 <input type="checkbox"/> 委任開始年月日は、翌月1日の日付を記入している。
使用印鑑届【委任状に記載された運営する事業所の代表者氏名が自署によらない場合のみ】	
	<input type="checkbox"/> 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）に記載の届出者、事業所と一致している。

指定通知書の写し【特定福祉用具販売の場合のみ】	
	<input type="checkbox"/> 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（第1号様式）に記載の介護保険事業所番号と指定通知書に記載の事業所番号が一致している。
返信用封筒	
	<input type="checkbox"/> 定形封筒に84円分の切手を貼っている。 <input type="checkbox"/> 返信先の郵便番号、住所、事業所名を記載している。

利用者等への情報提供について

受領委任払い取扱事業者として登録された事業所に関しては、「介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書」（第1号様式）の情報を用いて「取扱い事業者一覧表」を作成し、利用者及び居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行います。



事業所を廃止・休止・再開・辞退する場合

「介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（第5様式）」を提出してください。

事業所の情報を変更する場合

「介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（第4号様式）」を提出してください。

※事業所番号が変更する場合は、新規の事業所として取扱います。前頁「事業所の登録」に沿って届出を行ってください。あわせて、変更前の事業所番号について、廃止の届出を提出してください。

介護保険制度運営に関する川崎市からのお知らせは、全てかわさきメール配信サービス（メールニュースかわさき）にてご連絡させていただきます。現在メール配信サービスに登録されていない事業所につきましては、以下のURLから必ずご登録をお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>